

低所得者支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 低所得者支援給付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯）への負担軽減を図るため、臨時的な措置として支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

すでに当該給付金の支給を受けた世帯や他市区町村で支給を受けた世帯は受給することができません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**(1回限り)

給付金の支給時期

町が確認書（または申請書）を審査してから30日以内

支給対象と申請の方法

支給対象となる世帯

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ・令和5年12月1日時点で湯河原町に住民登録がある。
- ・世帯全員が令和5年度における住民税の「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」であること。

※ 住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

※ 低所得世帯支援給付金（家計急変世帯分）との重複受給はできません。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

湯河原町から確認書が届きます
(要返送)

提出期限:令和6年4月30日(火)

※令和5年1月2日～12月1日までに町外からの転入者がいる世帯は申請の手続きが必要です。

お問い合わせ
湯河原町社会福祉課
「低所得世帯支援給付金」窓口
☎0465-63-2111 (内線) 313・314
受付時間 平日8:30～17:15 ※土日祝を除く